令 和 7 年 3 月 6 日 文教委員会 報告資料 8-1 教 育 部 教 育 支 援 課

# 立川市第4次特別支援教育実施計画素案の概要

## 第1章 はじめに P1~3

第1章は、計画の目的、計画策定の経緯、他計画との関係、計画期間等、立川市第4次特別支援教育実施計画の概要を示しています。

#### 策定の背景

立川市第5次長期総合計画及び立川市第4次学校教育振興基本計画の 方向性を受けて、関連する国・東京都の計画等にも留意しながら、特別 支援教育を実施するための計画として策定しています。

#### 基本理念

「つながり」を大切にした特別支援教育の推進

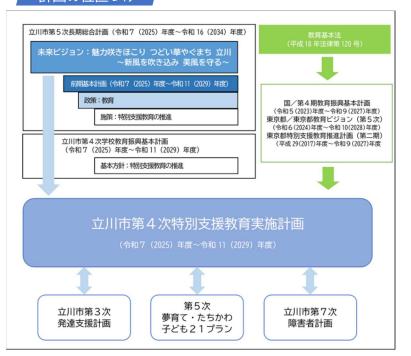
#### 計画の期間

立川市第5次長期総合計画 基本構想 【令和7(2025)~令和16(2034)年度】

前期基本計画 【令和7(2025)~令和11(2029)年度】 後期基本計画 【令和12(2030)~令和16(2034)年度】

立川市第4次特別支援教育実施計画 【令和7(2025)~令和11(2029)年度】

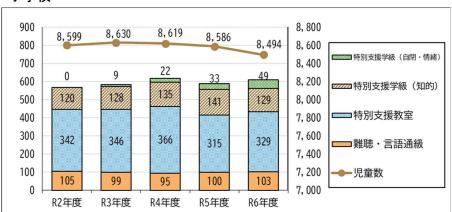
#### 計画の位置づけ



# 第2章 計画策定にあたって P4~33

第2章は、特別支援教育に関する国及び東京都の動向や、本市における特別支援教育の状況、前計画である立川市第3次特別支援教育 実施計画の振り返りによる成果や課題等を示す。

#### 小学校



市立小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級では児童数が増加傾 向にあります。

# 中学校



市立中学校の特別支援教室は、令和3年度に全校に設置されて以 降、利用生徒数は増加傾向にあります。

#### 主な課題

- ▶ 小中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の整備
- ▶ 専門性のある支援が実施できる校内支援体制の構築
- 就学相談・教育相談機能の充実及び関係機関との連携

# 第3章 計画の体系 P34~35

第3章は、今後5年間を見据えた計画の方向性や、計画を推進する ための基本方針と体系図を示しています。

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、早期より、切れ目のない支援を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

#### 計画の構成

基本方針1	連続性のある多様な学びの場と支援の充実
基本施策1	連続性のある多様な学びの場と支援の充実
取組項目1 取組項目2	特別支援学級等の整備・運営支援 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実
基本施策2	児童・生徒の安全・安心の確保
取組項目3 取組項目4	介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の整備 バリアフリーの整備
基本方針2	学校における指導の充実
基本施策3	指導体制の充実
取組項目5 取組項目6	教職員の専門性向上 校内体制の充実
基本施策4	児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実
取組項目7	児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実
基本施策5	特別支援教育の理解啓発
取組項目 8 取組項目 9 取組項目 10	交流及び共同学習の充実 副籍制度等による交流活動の推進 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発
基本方針3	相談・連携体制の充実
基本施策6	切れ目のない就学相談
取組項目 11 取組項目 12	就学相談機能の充実 就学における関係機関との連携
基本施策7	切れ目のない教育相談
取組項目 13 取組項目 14	教育相談機能の充実 教育相談における関係機関との連携

# 第4章 事業の展開と今後の主な取組 P36~45

# 基本方針1 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

#### 【基本的方向】

障害の有無に関わらず、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに 応じ、安全・安心な学校生活を送ることができる環境整備や体制づ くりを推進します。

#### 【基本施策1】連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害の有無に関わらず、共に学び合い理解し合うことを追求しつつ、小中学校における通常の学級や通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を用意し、合理的配慮の下、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる学習環境や体制づくりを推進します。

○取組項目1 特別支援学級等の整備・運営支援

○取組項目2 発達障害等のある児童・生徒に対する支援体制の充実



特別支援教室キラリの授業の様子

#### 【基本施策2】児童・生徒の安全・安心の確保

障害のある児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう学習環境や体制づくりを推進します。

○取組項目3 介助や医療的ケアを必要とする児童・生徒の受入環境の 整備

○取組項目4 バリアフリーの整備

# 基本方針2 学校における指導の充実

#### 【基本的方向】

充実した教職員研修や児童・生徒一人ひとりに応じた計画の作成、 保護者・地域への理解啓発を通し、指導の充実を推進します。

### 【基本施策3】指導体制の充実

都立特別支援学校と連携した研修等の充実に取り組み、学校における組織的・計画的な特別支援教育の指導の充実につなげます。

〇取組項目5 教職員の専門性向上

○取組項目6 校内体制の充実



都立特別支援学校のセンター的機能を活用した研修

#### 【基本施策4】児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

児童・生徒一人ひとりの実態に応じた指導を行うため、組織的・計 画的な指導を実施します。

○取組項目7 児童・生徒の深い理解と認識に基づく指導の充実

#### 【基本施策5】特別支援教育の理解啓発

インクルーシブ教育システムの構築の一環として、各校の実態に応じて、通常の学級や特別支援学級、都立特別支援学校の児童・生徒の「交流及び共同学習」の内容の充実に取り組むともに、共生社会の形成に向け、特別支援教育に関して児童・生徒、保護者、地域への理解を深めます。

〇取組項目8 交流及び共同学習の充実

〇取組項目9 副籍制度等による交流活動の推進

○取組項目 10 児童・生徒、保護者、地域への理解啓発

## 基本方針3 相談・連携体制の充実

#### 【基本的方向】

就学時から中学校卒業後の進路までを見据えた相談や教育上の悩みに対する専門的な相談の充実とともに、関係機関と連携の充実を推進します。

# 【基本施策6】切れ目のない就学相談

児童・生徒、保護者に対し、就学時にとどまらず、中学校卒業後の 進路までを見据えた情報提供や支援内容の提案を行うとともに、多様 な関係機関との切れ目のない連携体制をより一層充実させていきま す。

○取組項目 11 就学相談機能の充実

○取組項目 12 就学における関係機関との連携

#### 【基本施策7】切れ目のない教育相談

市内在住の幼児、小中学生、高校生とその保護者を対象に、教育上の悩みや不安事に対し、心理の専門家によるカウンセリングや心理療法等を行うとともに、多様な関係機関との切れ目のない連携を充実し、子どもや保護者の不安や悩みの解消につなげます。

〇取組項目 13 教育相談機能の充実

○取組項目 14 教育相談における関係機関との連携



プレイルーム (教育相談) の風景